

2019 年の重要立法を振り返る(上) 執筆者:野村 高志、志賀 正帥、木下 清太、福王 広貴、篠田 春樹

1. 2019 年を振り返って

2019 年に最も注目を浴びた立法の一つが「外商投資法」であることは、論を待たないところでしょう。そして、同法のほかにも、民商法、知的財産法、経済法、個人情報保護、医薬品管理等の各分野における立法や法改正が幾つもなされました。本稿は、2019年における重要な立法や法改正を2回に分けて解説します。今回は、民商法、個人情報、知的財産・不正競争防止、医薬品管理関連の重要立法等を取り上げます。

2. 民商法関連

① 「動産抵当登記弁法」(国家市場監督管理総局令第5号、2019年3月18日公布、同年4月20日施行)1

2007年に公布施行された「動産抵当登記弁法」は、2016年7月の第1回目の改正に続き、2019年において第2回目の改正が行われました(以下、2016年の改正法を「2016年弁法」といい、今回の改正法を「2019年弁法」といいます。)。2019年弁法においては、2016年の改正目的であった安全な取引を更に実現することを目的として、オンラインシステムの導入等の変更が行われると共に、登記機関が、申請者が動産の所有権者であるか否かの実体審査を行わず、法令に定める他の登記要件を満たすか否かを審査する形式に変更となりました。なお、2019年弁法により、登記を管轄する機関の名称が国家工商行政管理総局から国家市場監督管理総局に変更となったことについてもご留意ください。

2019 年弁法における改正の主要ポイントは以下の通りです。

本稿は、みずほ銀行発行の Mizuho China Monthly(2019 年 12 月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

¹ 中国における動産抵当登記制度は、日本の集合動産譲渡担保登記に類似する制度となります。

(1) 審査内容の変更等

動産抵当を設定する場合、登記機関(旧:国家工商行政管理総局 現:国家市場監督管理総局)において設定登記を行う必要があり(動産抵当登記弁法第 4 条)²、その際に提出する「動産抵当登記書」には、2016 年弁法では、抵当目的物に関する情報として、その名称、数量及び状況のほか、品質、所在地、所有権又は使用権の帰属を明記する必要がありました(同第 5 条)。

2019 年弁法では、抵当目的物の品質、所在地、所有権又は使用権の帰属が記載項目から削除され、抵当目的物の情報としては、名称、数量、状況等の概況を「動産抵当登記書」に記載すれば足りるようになりました。

なお、国家市場監督管理総局の同法に対する説明³によれば、登記機関では、同法所定の要件を形式的に満たすか否かを審査する、いわゆる形式審査のみを行う運用が採られることが明確にされました。

(2) 動産抵当登記手続のオンライン化

2016 年弁法では、動産抵当登記に関するインターネットシステムの構築を当局に義務付ける規定が置かれているのみでしたが、2019 年弁法において、当事者は「全国市場監督動産抵当登記業務システム」において、動産抵当登記の設定、変更及び抹消に係る手続を行うことができ、公衆は同システムを利用して動産抵当登記の情報を検索できる旨の規定が新設されました(第 1 3 条)。同条記載の通り、「全国市場監督動産抵当登記業務システム」(http://dcdy.gsxt.gov.cn/loginSydq/index.xhtml)が新たに構築され、動産抵当登記手続をオンラインにて行うことができるようになりました。

② 「『中華人民共和国会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(五)」(法釈[2019]7 号、2019 年 4 月 28 日公布、同年 4 月 29 日施行)

2019 年 4 月 28 日、最高人民法院は、少数派株主の権利保護及び適切な司法による救済手段の提供を実現することを目的として、6 箇条から構成される「『中華人民共和国会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(五)」(以下「司法解釈(五)」といいます。)を公布しました。司法解釈(五)により、中華人民共和国会社法(以下「会社法」といいます。)における株主代表訴訟における少数株主の権利が明確化されただけではなく、会社側によって董事に対する理由なき解任が行われた際の、会社からの補償についての解釈も示されております。以下において、各条のポイントについて、人民法院ニュースマスメディア総社が 2019 年 4 月 28 日付で公表した、司法解釈(五)に関する最高人民法院の立法担当者による報道機関に対する解説 「に基づき解説します。

第1条 関連取引が会社の利益に損害を与え、原告である会社が会社法第21条の規定に基づき支配株主、実際支配人、董事、 監事、高級管理者に対し、もたらされた損害の賠償を請求した場合において、被告が当該取引が情報の開示、株主会又は株主 総会による承諾の取得等の法律、行政法規又は会社定款が定める手続を既に履行したことのみを抗弁とするときには、人民法 院は、これを支持しない。

2 会社が訴訟を提起していない場合には、会社法第151条第1項に定める条件に適合する株主は、会社法第151条第2項、第3項の規定に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。

司法解釈(五)第 1 条においては、会社法第 21 条により規制されている関連取引 5に関して、会社に損害が発生したことを理由として董事らの会社関係者を相手に取り提訴した場合、これらの者が法令又は内部規程に定めた手続を履践したことを抗弁として主張することができないことが明記されました。これは、多数派株主により、関連取引に関して所定の手続が履践された場合であったとしても、公平の原則に反し、会社の利益を毀損した場合には、会社が当該関連取引に関する責任を問うことができるという考え方に基づくものです。

また、関連取引に関して董事らを提訴するように、会社に対して請求したにも関わらず、会社側が訴訟を提起しない場合におい

² 登記機関への登記は、動産抵当権の効力発生要件とされています(中国物権法第 189 条第 1 項)。

³ http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/xwxcs/201907/t20190711_303367.html

⁴ http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-155282.html

^{5 「}関連取引」とは、日本法における利益相反取引に類似する概念であり、会社の支配株主、実際支配人、董事、監事及び高級管理者は、会社との 関連関係を利用して会社の利益を損なうことが禁止されています(会社法第 21 条第 1 項)。ただし、会社法において、「関連取引」に関する明確な 定義がなく、裁判例の中でも、「関連取引」に関する裁判所の見解には相違があることに、留意が必要です。

ては、会社法第 151 条第 1 項を満たす株主 [®]であれば、直接の当事者として、当該董事らを提訴することができる旨定め、関連取引が会社に損害を及ぼした場合も株主代表訴訟の対象となることが明確となりました。

第2条 関連取引契約に無効又は取り消し得べき事由が存在する場合において、会社が契約の相手方に訴訟を提起しないときには、会社法第151条第1項に定める条件に適合する株主は、会社法第151条第2項、第3項の規定により人民法院に訴訟を提起することができる。

司法解釈第2条では、関連取引契約において無効事由又は取消事由が存在する場合も、株主代表訴訟の対象となることが明記されました。

- **第3条** 董事が任期満了前に株主会又は株主総会の有効決議により職務を解除され、解除が法的効力を生じない旨を主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。
- 2 董事が職務を解除された後、補償により会社と紛争が生じ、訴訟を提起した場合には、人民法院は、法律、行政法規、会社定 款の規定又は契約の約定に基づき、解除の原因、残存する任期、董事の報酬等の要素を総合考慮し、補償するか否か及び補償 する合理的金額を確定しなければならない。

司法解釈(五)第3条によれば、任期の途中においても、理由の有無にかかわらず、株主会/株主総会の決議により董事を解任することができるとされています。また、董事から解任に伴う補償の請求がなされた場合には、人民法院は、法令のみならず会社定款及び会社と董事との間の契約を基礎として、解任の原因、残存任期期間、董事の報酬等の事情を総合考慮して、補償額を決定しなければならないとされています。

- **第4条** 利益配当の株主会又は株主総会の決議がなされた後、会社は、決議に明記された期限までに利益配当を完了しなければならない。期限が決議に明記されていない場合には、会社定款の規定に準ずる。決議及び定款のいずれにおいても期限が定められておらず、又は期限が1年を超えた場合には、会社は、決議がなされた日から1年間以内に利益配当を完了させなければならない。
- 2 決議において明記した利益配当の完了期限が会社定款に定める期限を超える場合には、株主は、会社法第22条第2項の規定に基づき、人民法院に対し、決議における当該期限に関する規定の取消しを請求することができる。

少数派株主の権利保護の一環として、利益配当に関する株主会/株主総会の決議がされた日から遅くとも1年以内に、利益配当を完了させなければならないとされています(司法解釈(五)第4条第1項)。また、利益配当の期限について、株主会又は株主総会の決議が会社の定款に定める期間よりも長い期間となる場合には、株主は、人民法院に対して当該決議の取消しを請求することができるとされています(同条第2項)。

- **第 5 条** 人民法院は、有限責任会社の株主間の重大な対立とかかわる案件を審理する場合には、和解を重視しなければならない。当事者が次の各号に掲げる方法により対立を解決することに合意し、かつ、法律、行政法規の強行性規定に違反しない場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。
- (1) 会社による一部の株主からの株式の買戻し
- (2) 他の株主による一部の株主からの株式の譲受け
- (3) 第三者による一部の株主からの株式の譲受け
- (4) 会社の減資
- (5) 会社分割
- (6) 対立を解決し、会社の正常な経営を回復させ、会社の解散を回避することのできるその他の方法

司法解釈(五)第 5 条は、有限責任会社の株主間における対立によりデッドロックとなった場合には、デッドロックにより、会社の意思決定が行われないことによる会社の解散を回避し、会社を存続させるための方法を各号において定めています。

第6条 本規定は、2019 年 4 月 29 日から施行する。本規定の施行後、まだ結審となっていない事件については、本規定を適用する。本規定の施行前に結審となった事件、又は審判監督手続により再審となった事件については、本規定は適用しないものとする。

①有限責任会社の株主、②株式会社で180日以上単独又は合計で100分の1以上の株式を保有する株主を指します。

2 本院が以前に公布した司法解釈が本規定と一致しない場合には、本規定に準ずるものとする。

第6条は、本規定の施行時期や、その適用に関する定めとなります。

3. ネットワーク上の個人情報保護関連

本年度も、「ネットワーク安全法」(中華人民共和国主席令第 53 号、2016 年 11 月 7 日公布、2017 年 6 月 1 日施行)に関連した立法の動きがありました。本稿ではその中から、個人情報の国外移転に関する規定と、企業のプライバシーポリシー等に関係する「個人情報安全規範」に関する立法を紹介します。

① 「個人情報国外移転安全評価弁法(意見募集稿)」(国家ネットワーク情報弁公室、2019 年 6 月 13 日公布)

国家ネットワーク情報弁公室は、2012 年 4 月 11 日に公布した「個人情報及び重要データ国外移転安全評価弁法(意見募集稿)」(以下「旧弁法」といいます。)をアップデートし、個人情報の国外移転の安全評価に関する内容を専門に規定するものとして、「個人情報国外移転安全評価弁法(意見募集稿)」(以下「本弁法」といいます。)を 2019 年 6 月 13 日に公布しました。ネットワーク安全法第 37 条は、個人情報の国外移転にあたり、安全評価が必要であると規定しています 7。当該規定に関連して、本弁法は、未だ意見募集稿ではあるものの、企業(特にグローバル企業)において、実務上個人情報の国外移転が発生する場合に重要な参考になると思われます。以下では、本弁法のポイントについて紹介します。

(1) 本弁法の適用対象

ネットワーク安全法の第 37 条では、重要情報インフラ ®の運営者が収集した個人情報を中国国内に保存し、国外移転を行う場合、安全評価を行わなければならないと定め、個人情報の国外移転につき安全評価を実施する義務を負う者を「重要情報インフラ運営者」に限定していました。ところが、旧弁法及び本弁法においては、上記の安全評価の実施義務を負う者をより広い概念である「ネットワーク運営者」。と定めているため、本弁法(及び旧弁法)がその上位法規であるネットワーク安全法が定める安全評価の実施義務者の範囲を実質的に拡大したことになります。およそインターネットを利用して事業を行っている企業であれば(解釈によってはイントラネットを使っているだけの企業であっても)上記「ネットワーク運営者」に該当する解釈が成り立つ余地があるため、留意が必要です。

	ネットワーク安全法	旧弁法	本弁法
適用対象	重要情報インフラ運営者	ネットワーク運営者	ネットワーク運営者

⁷ ネットワーク安全法第37条 重要情報インフラの運営者が中国国内の運営において収集し、及び発生した個人情報及び重要データは、国内で保存されなければならない。業務上の必要により、確かに国外に提供する必要がある場合には、国家ネットワーク情報部門が国務院関連部門と共に制定した弁法に従い安全評価を行わなければならない。法律、行政法規に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

現在施行が検討されている「重要情報インフラストラクチャー運営者に関する安全保護条例」の草案は、以下の業界の経済組織が運営するインフラにつき、重要情報インフラの対象とすべきと規定しています(ただし、重要情報インフラ運営者の具体的な認定基準については、現時点においてまだ公表されていません。)。

① 政府機関及びエネルギー、金融、交通、水利、衛生医療、教育、社会保障、環境保護、公用事業等業界

② 電信ネットワーク、ラジオテレビネットワーク、インターネット等ネットワーク、及びクラウドコンピューティング、ビッグデータその他大型公共 ネットワークサービス

③ 国防科技工業、大型装備、化工、食品薬品等業界の科学研究生産

④ ラジオ放送、テレビ放送、通信社等新聞

⑤ その他の重要な経済組織

⁹ 「ネットワーク」とは、コンピューターその他の情報端末及び関連設備により構成され、一定の規則及びプログラムに従い情報について収集、保存、 伝送、交換及び処理をするシステムをいい(ネットワーク安全法第 76 条第 1 号)、「ネットワーク運営者」とは、ネットワークの所有者及び管理者並 びにネットワークサービスの提供者をいいます(同法第 76 条第 3 号)。

(2) 国外移転の安全評価の実施について

旧弁法及び本弁法は共に、個人情報の国外移転に際する安全評価の実施に関する内容を規定していますが、本弁法では、以下の通り、安全評価の実施について旧弁法から更に厳格化されています。

▶ 監督官庁による安全評価が義務化

旧弁法では、ネットワーク運営者は、個人情報の国外移転にあたり、原則として自身において安全評価を行い、一定の条件(移転対象となるデータが累計 50 万人以上の個人情報を含む場合やデータ量が 1,000GB を超える場合等)を満たす場合のみ、監督官庁による安全評価を申請することとされていました。この点、本弁法では、ネットワーク運営者が、個人情報の国外移転が発生する全ての場合に、事前に監督官庁に報告し、監督官庁による安全評価・承認を得る必要があり(安全評価を経て個人情報国外移転が国家安全、公共利益を損害し又は個人情報の安全を保障できないと判断される場合、個人情報の国外移転ができないとされる)、かつ、2 年毎に又は個人情報国外移転の目的、類型及び中国国外の保存期間に変更がある時には改めて安全評価を行うこととされています(第2条、第3条)。

> 安全評価の提出書類の明確化

本弁法では、ネットワーク運営者が、監督官庁による安全評価を申請・報告する時に提出する必要書類を以下の通り明記しました(第4条)。

- (i) 申請書
- (ii) ネットワーク運営者及び受領者が締結した契約 10
- (iii) 個人情報国外移転安全リスク及び安全保障措置分析報告 ¹¹
- (iv) 監督官庁が要求するその他の書類

安全評価の主な評価内容の改訂

旧弁法では、個人情報国外移転の安全評価の主な評価内容を規定していましたが(第8条)、本弁法第6条では、その内容を改訂しました。具体的には、主に以下の内容とされています。

旧弁法第8条	本弁法第6条
(i) 個人情報の国外移転の必要性	(i) 国の関連法令・規定に合致しているか否か
(ii) 関連する個人情報の内容(個人情報の数量	量、範 │(ii) 契約の条項が個人情報の主体の適法な権益を充
囲、類型、センシティビティ、及び個人情報主	E体の 分に保障できるか否か
同意の有無を含む)	(iii) 契約が有効に実行されるか否か
(iii) 関連する重要データの情況(重要データの数	数量、(iv) ネットワーク運営者又は受領者に、個人情報の主
範囲、類型、センシティビティなどを含む)	体の適法な権益を侵害した経歴があるか否か、
(iv) データ受領者の安全保護措置、能力及びレイ	ベル、 重大なネットワーク安全事件が発生したことがあ
及び所在国・地区のネットワーク安全環境	るか否か
(v) データが国外移転後に漏洩、毀損、纂改、濫	£用な (v) ネットワーク運営者が個人情報を取得することが
どに遭うリスク	適法かつ正当であるか否か
(vi) 国外移転により国家安全、社会公共利益、個	I人の (vi) 評価する必要があるその他の内容
合法権益が被るリスク	
(VII) 評価する必要があるその他の内容	

(3) 個人情報の国外移転記録の保存及び報告

本弁法によれば、ネットワーク運営者は、個人情報の国外移転記録を作成し、かつ、5 年間保存する必要があります。その記録

¹⁰ 本弁法の第 13 条~第 16 条では、契約において明確に定める必要がある内容(第 13 条)、ネットワーク運営者及び受領者の責任及び義務(第 14 条、第 15 条)、受領者が個人情報を第三者に転送してはならない旨の内容(例外の第三者に移転できる場合に関する内容を含む)(第 16 条)を規定しています。

¹¹ 本弁法の第 17 条は、個人情報国外移転安全リスク及び安全保障措置分析報告に必要となる内容を具体的に規定しています。

は、①個人情報の国外移転日、②受領者に関する情報(受領者の名称、住所、連絡方法等)、③国外移転の対象となる個人情報の類型、数量、センシティブレベル等の内容を含むものとされています(第8条)。

また、ネットワーク運営者は、毎年の 12 月 31 日前に、①当該年度の個人情報国外移転に関する情況、契約の履行情況等を所轄の省レベルの監督官庁に報告し、かつ、②重大なデータ安全事件が発生した場合、適時に所轄の省レベルの監督官庁に報告するものとされています(第9条)。

(4) 個人情報の国外移転が不可となる情況

本弁法第 11 条では、以下の情況のいずれかに該当する場合、監督官庁はネットワーク運営者に個人情報の国外移転の停止又は終止を要求することができると規定しています。

- (i) ネットワーク運営者又は受領者に比較的厳重なデータ漏洩、データ濫用等の事件が発生した場合
- (ii) 個人情報の主体が個人の適法な権益を保護することができず、又はそれが困難である場合
- (iii) ネットワーク運営者又は受領者が個人情報の安全を保障することができない場合

② 「情報安全技術 個人情報安全規範(草案)」(国家市場監督管理総局・国家標準化管理委員会、2019年 10月 22日公布)

現行の「情報安全技術 個人情報安全規範」(以下「現行版」といいます。)は、2018 年 5 月 1 日から施行されていますが、国家標準化管理委員会が現行版の改訂作業を進めており、2019 年の 2 月 1 日、6 月 25 日及び 10 月 22 日に改訂版の草案が公表されました。企業にとって実務上重要な参考資料となる現行版について、施行から短期間内に改訂版の草案が公布されたことは、注目されます。以下では同年 10 月 22 日に公布された「情報安全技術 個人情報安全規範(草案)」(以下「改訂版草案」といいます。)の重要な改訂内容について、紹介します。

(1) 個人情報の収集・使用の授権同意について

▶ 授権同意の取得について

改訂版草案では、個人情報管理者は、個人情報の収集にあたり、個人情報の主体に個人情報収集・使用に関する内容を告知し、個人情報の主体の授権同意を得る必要があるとの原則を定めた規定があります。かかる授権同意の取得について、①製品又はサービスが単一の業務機能のみを提供するに際して、個人情報の使用・収集を行う場合、プライバシーポリシーのみにより個人情報の主体への告知をすることが可能です。②他方、製品又はサービスが複数の業務機能を提供するために、個人情報の使用・収集を行う場合、個人情報の主体が授権同意をするに先立ち、自己に対する具体的な影響を充分に考慮することを可能にするために、個人情報管理者は、プライバシーポリシーに加えて、実際に個人情報の収集を行う時点で、個人情報の主体に対して、個人情報収集・使用の目的、方式及び範囲を改めて具体的に告知すべきとされています(改訂版草案第5.4条)。

プライバシーポリシーの内容の要点について

改訂版草案では、現行版に関する企業等からのフィードバックに基づき、プライバシーポリシーの実行可能性を高めるために、その内容について、主に以下の通り改訂しました。

がために、その内存について、土に次下の通り成計しなした。		
現行版	改訂版草案	
5.6 条 a 号	5.5 条 a 号	
個人情報管理者は、個人情報の主体に対し、以下の内	個人情報管理者は、個人情報の主体に対し、以下の内	
容を含むプライバシーポリシーを作成し、公開しなけれ	容を含むプライバシーポリシーを作成し、公開しなけれ	
ばならない。	ばならない。	
① 個人情報管理者の基本的な状況(登録名称、登録	① 個人情報管理者の基本的な状況(主体の身分、連	
住所、日常的な勤務地及び関連責任者の連絡先等を	- - 絡先等を含む)	
含む)		
	③ 個人情報の収集方式、保存期限等の個人情報処	
4 個人情報の収集方式及び頻度、保存地域、保存期	理規則	
限等の個人情報処理規則及び実際に収集する個人情		
和 報範囲		
	5.5 条 c 号	
5.6 条 c 号		

プライバシーポリシーの内容は、明確に、分かりやすく、通常の言語に適合し、標準的な数字、図示等を使用し、あいまいな言語の使用を避け、かつ始めの部分で概要を提供し、告知内容の重点を簡単に説明するものとする。かつ、プライバシーポリシーの内容について、理解上相違がある場合、個人情報の主体の合法権益に有利な解釈を採用する。

プライバシーポリシーの内容は、明確に、分かりやすく、 通常の言語に適合し、標準的な数字、図示等を使用し、 あいまいな言語の使用を避けるものとする。

▶ 授権同意の適用除外について

現行版及び改訂版草案は共に、授権同意の適用除外に関する内容を規定していますが、改訂版草案において、個人情報の主体の要求により契約の締結及び履行をするために必要な個人情報の収集・使用を、授権同意の適用除外事項に追加しました(第 5.6 条 g 号)。即ち、上記の要件に該当する場合、個人情報の主体の授権同意を得る必要がなくなります。

(2) ユーザープロファイリングの使用制限について

改訂版草案は、ユーザープロファイリング ¹²の使用にあたり、以下の内容を要求しています(第 7.4 条)。

- (i) ユーザープロファイリングにおいて、個人情報の主体の特徴に対する表現は以下の内容を含まないものとする。
 - 性的表現、賭博、迷信、恐怖、暴力
 - 民族、種族、宗教、身体障害、病気に対する差別
- (ii) 業務の運営及び提携中にユーザープロファイリングを使用する場合、以下の行為をしてはならない。
 - 公民、法人及びその他組織の合法権益を侵害する行為
 - ▶ 国の安全、統一、又は社会主義制度を侵害し、テロリズムを宣伝し、経済秩序又は社会秩序を侵害する行為
- (iii) 個人情報の主体が同意した使用目的のために必要な場合以外、個人情報の使用は、個人情報の主体の身分を指向するような表現を使用してはならない。

(3) その他

前記以外に、改訂版草案では、個人情報管理者は、個人情報の処理機能がある製品及びサービスの開発にあたり、関連する 国家標準による個人情報保護の要求により、システムの建設と同時に個人情報の保護措置を計画、構築、使用すること等も要求 しています(第 10.2 条)。

「情報安全技術 個人情報安全規範」は性質上、非強制的な国家標準であるため、法的拘束力を有しないものの、その遵守が政府によって推奨されており、かつ、実際に、管轄官庁において、同規範を日常の監督管理・実務運用の中で参照することが少なからず見受けられることを踏まえ、その動向を注視する必要があります。そのため改訂版草案のみならず、今後公布されるであろう正式な「情報安全技術 個人情報安全規範」について充分に留意する必要があると考えます。

4. 知的財産・不正競争防止法関連

① 「中華人民共和国商標法」(主席令 29 号、2019 年 4 月 23 日公布、2019 年 11 月 1 日施行)

2019 年 4 月 23 日、中華人民共和国第十三回全国人民代表大会常務委員会第十次会議において、改正「中華人民共和国商標法」(以下「新商標法」といいます。改正前の同法を「旧商標法」といいます。)が可決かつ公布され、2019 年 11 月 1 日より施行されました。

(1) 悪意の商標出願に対する規制強化

新商標法は、「使用を目的としない悪意の商標」(以下「悪意の商標」といいます。)に対する規制を強化し、出願拒絶事由となる旨 定めると共に(第4条第1項)、予備審査を経て公告された商標に対する異議申立事由(第33条)及び登録商標に対する無効事由

¹² ユーザープロファイリングとは、個人情報を収集することにより、特定の自然人の個人特徴(例えば、職業、経済状況、健康、趣味等)を分析かつ予測し、形成する個人特徴モデルです。

(第 44 条第 1 項)を構成すると定めています 13。

また、商標出願を代理する商標代理機構に対しても、出願依頼者に悪意の商標の出願依頼であることを知り、又は知り得べき場合には、当該依頼を受けることを禁じ(第19条第3項)、これに違反した場合には罰金等の行政処罰を受けるとされています(第68条第1項第3号)。

(2) 罰則の強化

商標専用権侵害における賠償額については、次のように確定する旨定められています(第63条第1項第1文)。

- (i) 権利者が侵害行為により被った実際の損害により確定する。
- (ii) 実際の損害を確定することが困難な場合には、権利侵害者が侵害行為により得た利益により確定する。
- (iii) 実際の損害や権利侵害者が侵害行為により得た利益を確定することが困難な場合には、当該商標のライセンスフィーの倍数を参照して確定する。

旧商標法は、悪意のある商標専用権侵害について、情状が重い場合には、上記(i)~(iii)のいずれかにより確定された金額の1 倍以上3 倍以下を賠償額として確定することができると定めていましたが(いわゆる懲罰的賠償)、新商標法は、上記の「1 倍以上3 倍以下」を「1 倍以上5 倍以下」に引き上げました(第63 条第1 項第2文)。

また、上記の(i)~(iii)のいずれの方法によっても賠償額を確定できない場合、旧商標法は、人民法院は権利侵害行為の情状に基づき、300万元以下の賠償額を判示することができると定めていましたが、新商標法は、上記賠償額の上限を「300万元」から「500万元」に引き上げました(第63条第3項)。

さらに、新商標法は、登録商標の冒用に関する訴訟において、権利者の請求に応じて人民法院は次に掲げる内容を権利侵害者に命じることができ、また、登録商標を冒用した商品については冒用した登録商標を除去したのみでは市場への流通が許可されない旨の規定を追加しました(第63条第4項、第5項)。

- 登録商標を冒用した商品の廃棄(ただし、特殊な場合を除く。)
- ▶ 登録商標を冒用した商品の製造に主に用いられた材料や工具の廃棄
- > (特殊な場合において)上記材料や工具の市場流通の禁止

② 「中華人民共和国反不正当競争法」(主席令 29 号、2019 年 4 月 23 日公布、2019 年 11 月 1 日施行)

2019 年 4 月 23 日、中華人民共和国第十三回全国人民代表大会常務委員会第十次会議において、改正「反不正当競争法」(以下「2019 年不競法」といいます。改正前の同法を「2017 年不競法」といいます。)が可決かつ公布され、2019 年 11 月 1 日より施行されました。同法は 2017 年にも改正がなされており、今回が 2 度目の改正となります。今回の改正内容の大部分は、商業秘密に係る規律に関するものであり、商業秘密に関して、侵害手段、侵害類型、懲罰的賠償及び裁判における証明責任等についての改正がなされています。以下では、今回の改正のポイントを紹介します。

(1) 商業秘密侵害行為類型の追加—「電子的手段による侵入」禁止の明確化

現在、インターネットの普及により、多くの商業秘密は、コンピューターシステムにおいて電子データという形で保存されています。商業秘密を窃取する方法も、コンピューターのハッキングや、ウイルスの埋め込み等様々な手段が存在しています。2017 年不競法が改正される前までは、上記のような電子的な手段によって商業秘密を取得する行為は、「その他の不正手段」に該当するものと解釈上の整理がなされていましたが、下表の通り、2019 年不競法はかかる行為が商業秘密侵害行為である旨明記しました(第9条第1項第1号)。これにより、上記の行為が規制対象であることがより明確になりました。

2017 年不競法第 9 条第 1 項	2019 年不競法第 9 条第 1 項	
第9条 経営者は、次の商業秘密を侵害する行為を実施して	第 9 条 経営者は、次の商業秘密を侵害する行為を実施して	
はならない。	はならない。	
(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫又はその他の不正手段により	(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的手段による侵入又はそ	
権利者の商業秘密を取得する行為	の他の不正手段により権利者の商業秘密を取得する行	
	為	

¹³ なお、条文上「使用を目的としない悪意」に限定されていませんが、悪意による商標登録の出願に対しては、情状に応じて警告、罰金等の行政処罰を与える旨の規定が新設されました(新商標法第4項)。

(改正箇所は太字下線部分。以下同じ。)

(2) 商業秘密侵害行為の拡張

2017 年不競法第 9 条第 1 項第 3 号では、「約定」に反して、自己の所持する商業秘密を開示するなどした場合には、商業秘密の侵害行為に該当するとされていました。2019 年不競法は、「約定」の違反を「秘密保持義務」の違反に変更し、これにより、契約上の秘密保持義務のみならず、法令上の秘密保持義務に違反した場合も商業秘密侵害行為を構成しうることになり、商業秘密侵害行為の範囲が拡張されたといえます。

2017 年不競法第 9 条第 1 項	2019 年不競法第 9 条第 1 項	
第9条 経営者は、次の商業秘密を侵害する行為を実施して	第 9 条 経営者は、次の商業秘密を侵害する行為を実施して	
はならない。	はならない。	
(3) 約定に違反し、又は権利者の商業秘密の保持に関する	(3) 秘密保持義務に違反し、又は権利者の商業秘密の保	
要求に違反して、自己が掌握する商業秘密を開示し、	持に関する要求に違反して、自己が掌握する商業秘密	
使用し、又は他人が使用するのを許諾する行為	を開示し、使用し、又は他人が使用するのを許諾する行	
	為	

(3) 侵害行為類型の追加及び侵害主体の拡張

2019 不競法第9条第1項第4号は、商業秘密侵害行為の新たな類型として、他人による上記第9条第1項第3号に定める行為を教唆し、誘惑し、又は幇助する行為(いわゆる間接侵害類型)を追加しました。

また、2017 年不競法第 9 条第 1 項の各号に定める商業秘密侵害行為の侵害主体は「経営者」(=企業等)に限定されていたため、自然人、企業の行為として評価できない従業員等による商業秘密侵害行為も同条が適用されるかは明確ではありませんでした。この点、2019 年不競法第 9 条は、第 2 項を新設し、「経営者」以外の自然人、法人又は非法人組織による第 1 項各号の行為も商業秘密侵害行為とみなされることを明確にしました。

(4) 懲罰的賠償規定の追加及び賠償額確定不能時の法定賠償額の引き上げ

不正当競争行為により損害を受けた経営者に対する賠償額は、(i)実際に生じた損害によって計算され、(ii)かかる損害の額を算出することができない場合には、権利侵害者の権利侵害行為により取得した利益を賠償額とするとされています(2017年不競法第17条第3項)。2019年不競法は、上記に加え、悪意をもって商業秘密侵害行為を実施し、かつ、情状が重大である場合には、上記(i)又は(ii)の方法により算出された金額の1倍以上5倍以下の範囲で賠償額を確定することができる旨の規定を追記しました(いわゆる懲罰的賠償)。

また、上記の(i)及び(ii)の方法によっても賠償額を確定できない場合には、人民法院は権利侵害行為の情状に基づき賠償額を決定することができると規定されているところ、2017年不競法において定められていた法定賠償額の上限「300万元」は、2019年不競法において「500万元」に引き上げられました(第17条第4項)。なお、前述のように、2019年不競法と同時期に改正された「商標法」においても同様に、賠償額確定不能時の法定賠償額の上限が「300万元」から「500万元」に引き上げられました。

2017 年不競法第 17 条	2019 年不競法第 17 条
第 17 条 (第 1 項及び第 2 項省略)	第17条(第1項及び第2項省略)
3 不正競争行為により損害を受けた経営者の賠償額に	3 不正競争行為により損害を受けた経営者の賠償額につ
ついては、当該経営者が権利侵害により受けた実際損	いては、当該経営者が権利侵害により受けた実際損害
害に従い確定する。実際損害を計算しがたい場合に	に従い確定する。実際損害を計算しがたい場合には、権
は、権利侵害者が権利侵害により取得した利益に従い	利侵害者が権利侵害により取得した利益に従い確定す
確定する。賠償額には、更に経営者が権利侵害行為を	る。 <u>経営者が悪意をもって商業秘密侵害行為を実施し、</u>
差し止めるために支払った合理的な支出を含めなけれ	情状が重大である場合には、上記の方法に従い確定し
ばならない。	た金額の1倍以上5倍以下において賠償額を確定する
	<u>ことができる。</u> 賠償額には、更に経営者が権利侵害行為
	を差し止めるために支払った合理的な支出を含めなけ
	ればならない。
4 経営者が第6条又は第9条の規定に違反し、権利者が	4 経営者が第6条又は第9条の規定に違反し、権利者が

権利侵害により受けた実際損害又は権利侵害者が権利侵害により取得した利益を確定しがたい場合には、 人民法院が権利侵害行為の情状に基づき、権利者に対し300万元以下の賠償を与える旨を判決する。 権利侵害により受けた実際損害又は権利侵害者が権利 侵害により取得した利益を確定しがたい場合には、人民 法院が権利侵害行為の情状に基づき、権利者に対し 500 万元以下の賠償を与える旨を判決する。

(5) 商業秘密性の立証責任の転換

「商業秘密」とは、①公衆に知られておらず、②商業的価値を有し、③権利者による相応の秘密保持措置の採用を経た技術情報及び経営情報をいうとされています(2019 年不競法第 9 条第 4 項)。したがって、これまでは、民事裁判において商業秘密侵害行為の存在を主張する当事者は、I. 商業秘密該当性(即ち、上記①~③)及び II. 侵害行為の事実について立証責任を有すると考えられていました。

2019 年不競法は、下表の通り、一定の要件を満たす場合には、本来商業秘密の権利者が負う立証責任の一部を権利侵害の嫌疑にかかわる者に転換しました(第32条)。

商業秘密の権利者	権利侵害の嫌疑にかかわる者		
I.商業秘密該当性に関する立証責任の転換			
・初歩的証拠により、主張する商業秘密について秘密保持措置を	商業秘密の権利者が主張する商業秘密が不競法所定の「商業秘		
採用していること(=上記 I の③)を証明	密」(=上記 I の①及び②)に該当しないことを証明しなければなら		
かつ	ない。		
・商業秘密が侵害されたことを合理的に示す			
Ⅱ.侵害行為に関する立証責任の転換			
・初歩的証拠により、商業秘密が侵害されたことを合理的に示す	商業秘密侵害行為(=上記Ⅱ)の不存在を証明しなければならな		
かつ	い。		
・次に掲げるいずれか一つの証拠を提出			
a. 権利侵害の嫌疑にかかわる者に商業秘密を取得するルート			
又は機会があり、かつ、同人が使用する情報と当該商業秘			
密とが実質的に同一であることを示す証拠			
b. 商業秘密が既に権利侵害の嫌疑にかかわる者によって開示			

③ 「特許出願集中審査管理弁法(試行)」(国知発法字(2019)47 号、2019 年 8 月 30 日公布、同日施行)

「新情勢下における知的財産権強国建設の加速に関する国務院の若干の意見」(国発[2015]71 号)を具体化するため、中国国家知識産権局(以下「SIPO」といいます。)は、「特許出願集中審査管理弁法(試行)」(以下「弁法」といいます。)を公布し、重要技術に関する一連の特許出願に対する集中審査制度を構築しました。

特許出願者又は省レベルの知識産権管理部門は、次に掲げる条件を満たす場合には、SIPO の専利局審査業務管理部(以下「審査業務管理部」といいます。)に集中審査を申し立てることができるとされています(弁法第2条、第3条及び第4条)。

- ⇒ 実体審査段階にある審査前の特許出願である(ただし、同一の出願者が同日に同様の発明創造について実用新案特許 14 出願している場合を除く。)。
- ▶ 国の重点優位産業とかかわる特許出願であり、又は国若しくは公共の利益に重大な意義を有する特許出願である。
- ▶ 一回の出願件数が50件以上であり、かつ、実体審査発効後1年以内である。
- ▶ 優先審査等の他の審査政策を享受していない。

され、使用され、又はそのおそれがあることを示す証拠 c. 商業秘密が権利侵害の嫌疑にかかわる者によって侵害され

たことを示すその他の証拠

集中審査は審査業務管理部と SIPO の専利局審査部門単位(以下「審査部門単位」といいます。)とが共同して取り扱い(弁法第

^{4 「}発明創造」は、発明、実用新案及び意匠を含む概念です(中国特許法第2条第1項)。

5条)、審査業務管理部は集中審査の申立ての受理や審査部門単位の組織等を担当し(同第6条)、審査部門単位は集中審査業務を担当するとされています(同第7条)。

なお、集中審査の所要期間については、それぞれの集中審査において取り扱う件数が異なることもあり、弁法は特段規定を置きませんでした。

5. 医薬品管理

〇 「中華人民共和国医薬品管理法」(主席令 31 号、2019 年 8 月 26 日公布、2019 年 12 月 1 日施行)

2019 年 12 月 1 日より中華人民共和国医薬品管理法の改正案(以下「新医薬品管理法」といいます。)が施行されました。新医薬品管理法は、全十二章、155 条から構成され、今回の改正は、医薬品管理法が 1984 年に制定されてから 2 回目の全面改正となり、医薬品業界のみならず、社会一般からも非常に高い注目を集めています。

今回は、新医薬品管理法の中で特に注目すべきポイントについて、以下にその概要を紹介します。

(1) 医薬品市販許可保有者制度の全国における施行

医薬品の販売に関するライセンス制度である医薬品市販許可保有者(中国語: 药品上市许可持有人)制度は、2015 年より北京市、天津市、河北省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、四川省の合計 10 の省及び直轄市において試験運用が行われてきました。新医薬品管理法において、医薬品市販許可保有者制度が創設され、国の医薬品の管理に対する医薬品市販許可保有者制度の全国における導入が明確化されています(第6条)。

医薬品市販許可保有者制度が施行される前までは、中国における医薬品に関するライセンスは、市販許可及び製造許可が統合管理されており、医薬品製造許可証を取得した製造企業のみが医薬品市販許可を取得することができるため、医薬品の製造を行わない医薬品研究機構又は研究員個人は、いずれも医薬品の市販に関するライセンスを取得することができませんでした。医薬品市販許可保有者制度が施行された後においては、医薬品に関するライセンスは、市販許可と製造許可とに分かれて管理されることとなったため、国内外の医薬品製造企業に限らず、医薬品研究開発機構及び研究員も医薬品市販許可を取得することが可能となります。また、新医薬品管理法によれば、製造能力を有さない医薬品研究開発機構又は研究員は、医薬品製造許可証を取得した医薬品製造企業に医薬品の製造を委託すること 15も可能となります(第 32 条)。

なお、新医薬品管理法は、医薬品市販許可保有者の義務も明確にし、医薬品市販許可保有者は、医薬品の製造・販売チェーン及び医薬品の使用過程に対して責任を負うだけではなく、医薬品の臨床前研究、臨床試験、製造、配送、副作用モニタリング等に対しても全ての法的責任を負うとされています(第 30 条、第 77 条、第 80 条)。また、外国企業である場合、当該外国企業が指定する中国国内の企業が医薬品市販許可保有者の義務を履行し、当該外国企業と共に連帯責任を負うとされています(第 38 条)。

(2) GMP/GSP 認証管理制度の改革

新医薬品管理法においては、旧法において規定されていた「医薬品製造品質管理規範」(以下「GMP」といいます。)及び「医薬品経営品質管理規範」(以下「GSP」といいます。)への適合認証に関する規定(旧法第 9 条及び第 16 条)が削除されました。しかし、医薬品製造企業及び医薬品経営企業は、GMP 及び GSP の関連規定を引き続き遵守する必要があり(第 43 条及び第 53 条)、また、これらの規定を遵守しているか否かを確認するため、国務院薬品監督管理部門が抜き打ち検査を行う予定であることを示唆する報道もみられることから、留意が必要です。

(3) 処方薬のオンライン販売

従来、オンライン上での医薬品販売については、「オンライン医薬品取引サービス審査許可暫定規定」(2005 年 9 月 29 日公布、同年 12 月 1 日より施行)及び「オンライン医薬品情報サービス管理弁法」(2017 年 11 月 17 日公布、同日より施行)により規制されており、企業は、オンライン上においては、非処方箋薬である OTC 医薬品しか販売することが許可されていませんでした。しかし、新医薬品管理法により、いわゆる処方薬である RX 医薬品のオンライン上での販売が解禁されました(第 61 条)。 医薬品市販許可保有者又は医薬品経営企業がオンラインを通じて医薬品を販売する場合、新医薬品管理法に定める医薬品経営に関する規定を遵守するほか、国務院薬品監督管理部門及び国務院衛生健康主管部門等の部門が共同で制定する「医薬品オンライン販売監

¹⁵ ただし、原則として、血液製品、麻酔医薬品、精神医薬品、医療用毒性医薬品及び医薬品類易制毒化学品の委託製造はできません。

督管理弁法」の規定も遵守する必要があります 16。

また、新医薬品管理法は、医薬品のオンライン上での販売に関するプラットフォーム提供者の義務及び責任も明確化しました。 ①医薬品のオンライン上での販売に関するプラットフォーム提供者は、プラットフォームで経営を行う医薬品市販許可保有者、医薬品経営企業の資質等に対して審査を行い、法定の要求を満たすことを保証し、プラットフォーム上の医薬品経営行為を管理する必要があります(第62条第2項)。②また、プラットフォーム提供者は、プラットフォームで経営を行う医薬品市販許可保有者、医薬品経営企業において新医薬品管理法の規定への違反行為があることを発見した場合には、遅滞なく制止し、かつ県レベルの薬品監督管理部門に報告しなければならず、厳重な違法行為を発見した場合には、オンライン取引プラットフォームサービスの提供を直ちに停止しなければならないとされています(第62条第3項)。

(4) 「偽造医薬品」の定義の変更

旧法では、偽造医薬品の製造や販売が禁じられており、「医薬品管理法に従い認可を得るべきであるにもかかわらず認可を得ることなく輸入する医薬品」(いわば無許可輸入薬)も偽造医薬品として扱われていたため(旧法第 48 条)、無許可輸入薬を販売した場合には、行政罰を科され、犯罪を構成するときは刑事責任を追及される ¹⁷とされていました(同法 74 条)。

この点、新医薬品管理法は、無許可輸入薬を偽造医薬品の範囲から除外したため、許可を受けていない個人による国外の市 販医薬品の代理購入及び輸入については、刑法上の犯罪を構成しなくなったと解されています。ただし、医薬品許可証明書類を 取得していない医薬品の輸入は禁止されているため(新医薬品管理法第98条)、無許可輸入薬を輸入し、販売する行為は行政罰 の対象となります(同法第124条第1項第1号)。もっとも、許可を得ずに、少量の、国外において適法に市販されている医薬品を 輸入した場合において、情状が比較的軽いときには、法により処罰を減軽又は免除することができるとされています(同条第3項)。

(5) 法的責任の強化

新医薬品管理法は、同法の違反行為に対する処罰を厳格化し、責任追求対象を法定代表者、製造責任者等の個人までに拡大しました。旧法及び新医薬品管理法においてそれぞれ定める法的責任の比較表は、以下の通りです。

<u>1</u> 罰金

違法行為	旧法	新医薬品管理法
無許可製造、販	医薬品価値に相当する金額の2倍以上5倍以	医薬品価値に相当する金額の 15 倍以上 30 倍以下の
売	下の罰金(第72条)	罰金(第 115 条)
偽造医薬品の製	医薬品価値に相当する金額の2倍以上5倍以	医薬品価値に相当する金額の 15 倍以上、30 倍以下の
造、販売	下の罰金	罰金
	情状が重大な場合:製造許可証、経営許可証	情状が重大な場合:製造許可証、経営許可証の取消
	の取消し(第 73 条)	し、10 年以内における申請の不受理、(医薬品市販許
		可保有者が国外企業でる場合)10 年以内における医薬
		品の輸入禁止(第 116 条)
不良医薬品の製	医薬品価値に相当する金額の1倍以上3倍以	医薬品価値に相当する金額の 10 倍以上 20 倍以下の
造、販売	下の罰金(第74条)	罰金(第 117 条)

② 法定代表者、主要責任者の責任

違法行為	旧法	新医薬品管理法
偽造医薬品、不	責任を直接負う主管人員及びその他の直接責	法定代表者、主要責任者、責任を直接負う主管人員及
良医薬品の製造	任者が10年以内に医薬品製造、経営活動に従	びその他責任者に対し、違法行為発生期間内の(違法
及び販売の情状	事してはならない(第 75 条)	行為を行った)単位から受領した収入を没収し、当該収
が重大な場合		入の 30%以上 3 倍以下の罰金に処し、医薬品の製造・
		経営活動への従事を終身禁止する。5 日以上 15 日以
		下の行政拘留の併科も可能(第 118 条)

¹⁶ なお、現在、医薬品オンライン販売監督管理弁法はパブリックコメントを募集している段階であり、引き続き注視する必要があります。

¹⁷ 偽造医薬品の生産・販売については、刑事犯罪(刑法第141条)を構成する可能性があります。

さらに、新医薬品管理法においては、医薬品市販許可保有者及び医薬品製造業者に第一次的な責任を負わせる規定及び懲罰的賠償に関する規定を新設しました。医薬品品質により損害を被った場合、被害者は、医薬品市販許可保有者や医薬品製造企業に対して損害賠償を請求することができ、また医薬品経営企業や医療機構に対しても損害賠償を請求することができるとされ、被害者からの賠償請求を受けた者は、まず賠償を行わなければならず、賠償を行った後、法により最終的な責任者に対し求償することができるとされています(新医薬品管理法第 144 条第 2 項はこれを「首負責任制」と呼んでいます。)。また、偽造医薬品、不良医薬品を製造する場合、又は偽造医薬品、不良医薬品であることを知りつつ販売し、又は使用する場合には、被害者又はその近親族は、損害賠償のほか、支払った当該医薬品の販売価格の 10 倍又は損害の 3 倍の金額を、懲罰的賠償金として請求することができるとされています(同条第 3 項)。

6. 終わりに

次回(2020 年 2 月号)は、外商投資法、競争法、投資等に関連する重要立法等を取り上げる予定です。どうか良いお年をお過ご しください。



野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表

ta nomura@iurists.co.ip

1998 年弁護士登録。2001 年より西村総合法律事務所に勤務。2004 年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005 年よりフレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所(上海)に勤務。2010 年に現事務所復帰。2012-2014 年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014 年より上海に駐在。

中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等を主に取り扱う。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」 (JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。



しが まさし **志賀 正帥** 西村あさひ法律事務所 弁護士 北京事務所代表

m_shiga@jurists.co.jp

2009 年弁護士登録。2012-2016 年弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所に勤務、2013-2016 年北京代表処 一般代表に就任(うち、2015-2016 年上海駐在)。株式会社三井住友銀行総務部での勤務を経て、2017 年西村あさひ法律事務所に参画。2019 年より北京に駐在。

日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等を主に取り扱う。



まめした せい た 木 下<u>清 太</u> 西村あさひ法律事務所 弁護士 上海事務所代表

s_kinoshita@jurists.co.jp

2010 年慶應義塾大学法学部卒業。2012 年慶應義塾大学法科大学院修了。2013 年弁護士登録。 日本国内の会社法務・紛争全般、中国内外の M&A、独占禁止法等を主に取り扱う。



ふくおう ひろき 福王 広貴

西村あさひ法律事務所 弁護士

h_fukuo@jurists.co.jp

2012 年慶應義塾大学法学部卒業。2014 年早稲田大学法科大学院修了。2015 年弁護士登録。 プロジェクトファイナンス、日本法における金融規制、中国法におけるジェネラルコーポレート等を主に取り扱う。



しの だ はる き **篠田 春樹**

西村あさひ法律事務所 弁護士

h_shinoda@jurists.co.jp

2014 年慶應義塾大学法学部卒業。2017 年東京大学法科大学院修了。2017 年ハーグ国際私法会議常設事務局インターン。2018 年弁護士登録。

日本における不動産ファイナンス、クロスボーダーのアセットファイナンス、中国・アジア関連法務等を主に取り扱 う。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー

Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200

E-mail: eapg@jurists.co.jp
URL: https://www.jurists.co.jp

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号 華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号 Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610

E-mail: info_beijing@jurists.jp

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号 越洋広場 38 階

Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749

E-mail: info_shanghai@jurists.jp

© Nishimura & Asahi 2019